

『従業員のメンタルヘルス対策を行いたい』

ストレスチェック実施促進のための助成金

従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のため、従業員 50 人未満の事業場が産業医を選任し、ストレスチェックを実施する場合に、助成金を受けることができます。

対象となる方

従業員数50人未満の事業場で、医師・保健師などによるストレスチェックやその後の医師による面接指導を実施する事業主の方を対象としています。具体的には、次の5つの要件をすべて満たしていることが必要です。

1. 労働保険の適用事業場であること。
2. 派遣労働者を含めて常時50人未満の事業場であること。
3. ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。
(登録後3か月以内に支給申請まで終了できる実施時期となっていること)
4. 事業者が産業医を選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。
5. ストレスチェックの実施及び面接指導等を行う者は、自社の従業員以外の者であること。

支援内容

- 1 ストレスチェック(年1回)を行った場合
従業員1人につき500円を上限とし、その実費額を支給
- 2 ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合
1事業場あたり、産業医1回の活動につき21,500円を上限とし、その実費額を支給
(支給対象となる産業医活動は、1事業場につき年3回が限度)

ご利用方法

- (1)(独)労働者健康安全機構(以下「機構」といいます。)に、登録の届出を行って下さい。
- (2)機構において、助成対象となる事業場かどうか審査します。
- (3)機構から、通知書が送付されます。
- (4)通知書を受け取ってから、3か月以内にストレスチェックや、その後の産業医による面接指導などを実施して下さい。
- (5)機構に対し、助成金の申請を行って下さい。
- (6)機構において、内容を審査し助成額を決定します。
- (7)機構から、支給決定通知が届き、助成金が支払われます。

お問い合わせ先

独立行政法人労働者健康安全機構 産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課
電話番号:044-556-9866(直通)

URL: <http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1005/Default.aspx>

(または、「実施促進助成金 健康安全機構」で検索してください)